

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">第97類 美術品、収集品及びこつとう</p> <p>注 1 この類には次の物品を含まない。 <u>(a) 第49.07 項の使用してない郵便切手、収入印紙、切手付き書簡類その他これらに類する物品</u> (b)、(c) (省略) 2 ~ 5 (省略)</p> <p style="text-align: center;">総説 この類には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省略) (B) 郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（<u>使用してあるかないかを問わないものとし、第49.07 項のものを除く。</u>）(97.04) (C)、(D) (省略) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第97類 美術品、収集品及びこつとう</p> <p>注 1 この類には次の物品を含まない。 <u>(a) 郵便切手、収入印紙、切手付き書簡類その他これらに類する物品（本邦において通用し又は発行するもので、使用してないものに限る。第49類参照）</u> (b)、(c) (省略) 2 ~ 5 (省略)</p> <p style="text-align: center;">総説 この類には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省略) (B) 郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（<u>使用したもの並びに使用していないもののうち本邦において通用及び発行のいずれもしてないものに限る。</u>）(97.04) (C)、(D) (省略) (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>97.04 郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（<u>使用してあるかないかを問わないものとし、第49.07項のものを除く。</u>） <u>この項には、以下の物品を含む（使用してあるかないかを問わないものとし、第49.07項のものを除く。）</u></p> <p>(A)～(D) (省 略) (削 除)</p> <p>（省 略） この項には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) <u>郵便切手、収入印紙、切手付き書簡その他これらに類する物品（発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するもので使用してないものに限る。）（49.07）</u> (c) (省 略)</p>	<p>97.04 郵便切手、収入印紙、郵便料金納付の印影、初日カバー、切手付き書簡類その他これらに類する物品（<u>使用したもの並びに使用していないもののうち本邦において通用及び発行のいずれもしないものに限る。</u>） <u>この項には、下記(1)及び(2)の要件を満たすことを条件として、次の物品を含む。</u></p> <p>(A)～(D) (省 略) (E) 切手付き書簡類：料金別納マーク入り封筒、郵便書簡、郵便葉書、新聞の封帶等ただし、これらは、次の場合に限り、この項に属することに注意しなければならない。 (1) <u>使用したものであること。</u> (2) <u>使用してないものにあっては、本邦において通用及び発行のいずれもしないものであること。</u></p> <p>（省 略） この項には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) <u>郵便切手、収入印紙、切手付き書簡その他これらに類する物品で、本邦において通用し又は発行するもので使用してないもの（49.07）</u> (c) (省 略)</p>	